

令和元年度
定期監査結果報告書
(事務監査)

令和元年8月30日

篠栗町監査委員

目 次

監査の概要	1
監査の結果	2
第1 指摘事項.....	2
第2 指導事項.....	5
第3 意見	8
〔共通事項〕	8
〔各課〕.....	16
1. 総 務 課	16
2. 財 政 課	17
3. ま ち づ ぐ り 課	18
4. 税 務 課 ・ 収 納 課	19
5. 住 民 課	21
6. 健 康 課	23
7. 福 祉 課	25
8. 産 業 観 光 課	27
9. 都 市 整 備 課	28
10. 上 下 水 道 課	30
11. 学 校 教 育 課	32
12. 中 学 校 ・ 小 学 校 ・ 幼 稚 園	33
13. こ ど も 育 成 課	34
14. 社 会 教 育 課	36

監査の概要

1. 監査の実施時期

令和元年6月21日～8月1日

2. 監査対象の課

総務課 財政課 まちづくり課 税務課 収納課 住民課 健康課 福祉課 産業観光課 都市整備課
上下水道課 学校教育課 中学校・小学校・幼稚園 こども育成課 社会教育課

3. 監査の対象

平成30年度及び監査実施日までに執行した事務事業

4. 監査の目的

町の事務の執行並びに財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、予算、議決、法令等に基づいて適正かつ効率的、効果的に行われているかどうかを検証することを目的とする。

5. 監査の方法

各課の監査資料等の精査及び事業内容等についてヒアリングを実施

監査の結果

第1 指摘事項

1. 篠栗町立小中学校補助金の学校長への不適切な支出(学校教育課)

この件については、昨年度の定期監査で指導事項として改善を求めていたが、対処されていなかったため、再度、改善を求める。

補助金は篠栗町が第三者へ支出するもので、補助金の交付、受領は私法上の贈与である。

しかし、篠栗町教育委員会は、篠栗町立小中学校の5校の学校長に対して、平成 30 年度に篠栗町立小中学校補助金として9,751,020円を交付している。

篠栗町立の小中学校は篠栗町の一機関であり、その学校長は校務をつかさどり、教職員を監督する職員であるため、学校長が補助金の交付対象者とはなりえない(地方自治法第180条の6、学校教育法第37条第4項)。

また、6月から7月にそれぞれの補助金が交付されているが、交付決定の前に、補助金が交付されることを見込んで所要の経費を教員などが立て替えて支出していた。不適切な処理である。

よって、改善を求める。

<補助金の交付状況>

(単位:円)

学 校 名	クラブ振興 補助金	「総合的な学習 の時間」に伴う 補助金	児童・生徒 指導対策 補助金	校外活動に 伴う 補助金	「ふれあい学級」 に伴う 補助金	諸大会出場 補助金	合 計
篠 栗 小 学 校	118,500	307,000	30,000	136,500	—	—	592,000
勢 門 小 学 校	224,500	592,000	30,000	225,000	—	—	1,071,500
北勢門小学校	167,000	440,000	30,000	169,500	—	—	806,500
篠 栗 中 学 校	3,024,000	631,000	93,100	—	573,000	353,620	4,674,720
篠栗北中学校	1,872,000	343,000	64,300	—	327,000	—	2,606,300
合 計	5,406,000	2,313,000	247,400	531,000	900,000	353,620	9,751,020

2. 篠栗町国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基金の元本不存在の常態化(財政課、会計課)

篠栗町国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基金については、これらの保険給付費支払の円滑な運用を期するため、定額2億5千万円の基金を設置している。(同条例第1条、第2条)

しかし、下記に示すとおり平成 29 年度から歳計現金に繰替えと歳計現金からの繰戻しを同日に行っており、この基金に元本がないことが常態となっている。

また、地方自治法第241条第5項により、定額の基金については、町長はその運用状況を監査委員の審査に付して、その意見を議会に提出しなければならないとなっているが、なされていない。

さらに、国民健康保険特別会計においては、28年度124,570千円、29年度141,116千円、30年度120,211千円の収支の不足が生じているが、それぞれ次年度の歳入から繰上充用している。

この繰上充用にあたって、この基金に元本がないので基金条例の設置目的のとおりに使えない状態となっていた。

加えて、老人保健保険制度は 20 年に変更され、後期高齢者医療制度となっている。

よって、この基金については、条例どおりに運用するか、又は廃止されたい。

<国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基金の状況> (単位:円)

日付	歳計現金に繰替 (出金)	歳計現金から繰戻 (入金)	基金残高 (元本)
平成 29 年 5 月 29 日		250,000,000	250,000,000
同日	250,000,000		0
平成 30 年 5 月 30 日		250,000,000	250,000,000
同日	250,000,000		0
令和元年 5 月 23 日		250,000,000	250,000,000
同日	250,000,000		0

<篠栗町国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基金条例>

(設置)

第1条 篠栗町国民健康保険の保険給付費支払に係る事業の円滑な運用を期するため、篠栗町国民健康保険・篠栗町老人保健保険給付費支払準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2億5千万円とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実な方法により保管しなければならない。

3.児童館への児童厚生員の職員不配置(こども育成課)

児童福祉法第 40 条で規定する児童館(すぎのこ児童館、やまばと児童館、たけのこ児童館)については、公の施設として篠栗町が直営で管理している。(篠栗町児童館設置条例第1条、第3条)

また、児童館に児童厚生員、その他の職員を置くこととなっている。(同条例第4条)

しかし、児童館には、エフコープ生活協同組合へ篠栗町立児童館及び放課後児童クラブ運営業務として委託した同組合の人員が配置されているが、町の職員は配置されていない。

なお、「児童厚生員」は平成 11 年度から「児童の遊びを指導する者」へと名称が変更されている。

よって、改められたい。

< 篠栗町児童館設置条例 >

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第164号)の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し又は情操をゆたかにするため児童館(以下「館」という。)を設置する。

(管理及び運営)

第 3 条 館の管理及び運営は、町長が行う。

2 町長は、その業務の一部について社会福祉法人その他業務の適正な運営が確保できると認められるものに対して委託することができる。

(職員)

第4条 館に次の職員を置く。

- (1)児童厚生員
- (2)その他の職員

第2 指導事項

1.「篠栗駅東側自由通路整備事業」継続費逡次繰越の不適切流用(まちづくり課)

継続費は、数年度に及ぶ支出について総額と後年度の予算である年割額を一括して議会の議決を得て設定するもので、予算の単年度主義の例外としてある。

このため、用途が限定されており、逡次繰越した継続費が余ったとしても当初に議決した事項以外へ流用することは不適切である。

平成31年1月26日に行われた篠栗駅東側自由通路の開通式にかかる経費979,717円については、篠栗駅東側自由通路の整備にかかる継続費の30年度への逡次繰越予算を流用している。

篠栗駅東側自由通路の開通式については、相当前に開催を決めてから関係者への招待を経て実施しているが、その間に12月議会が開かれているので、この開通式にかかる経費を補正予算として議会へ付議することができたと考える。

また、仮に予算流用で対応するとしても、予算計上されていない行事であるので、議会へ説明を行った上で継続費以外の現年度の予算で措置すべきであった。

なお、この継続費逡次繰越の不適切な流用については、昨年度の定期監査でも類似の事項を指導している。再度繰り返されており、強く指導する。

2.地域おこし協力隊の報酬(産業観光課)

この件については、昨年度の定期監査で指導事項として改善を求めていたが、対処されていなかったため、再度、改善を求める。

地域おこし協力隊員に対しては、7款1項2目7節「賃金」1細節「臨時賃金」を支給している。

しかし、篠栗町地域おこし協力隊設置要綱の第4条において、隊員の身分は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託職員とすると規定し、委嘱期間が1年毎の更新、3年限度するとなっており、実態としても原則6ヶ月を限度とする臨時的任用職員ではないので、嘱託職員としての報酬の科目に改められたい。

なお、来年度からは会計年度任用職員制度がはじまり、臨時的任用職員、嘱託職員は限定的にしか任用できなくなるので、地域おこし協力隊員は会計年度任用職員又は3年の任期付職員とされたい。

3.条例での規則への委任による負担金徴収など(学校教育課、こども育成課)

地方公共団体は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例で定めなければならない。(地方自治法第244条第1項)

また、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項は、条例で定める必要がある。(地方自治法第228条第1項)

しかし、下記の事項については、条例から委任された規則により定めているが、規則への委任にあたっては、地方自治法の趣旨を超える内容について規定することは適当ではないと考える。

よって、下記の事項については、議会の議決による条例で定めるべきである。

① 児童クラブ及び拡大児童クラブ保護者負担金(児童館)

篠栗町放課後児童クラブ条例第7条により、篠栗町放課後児童クラブ条例施行規則(第8条)へ委託

② 幼稚園の入園料及び授業料

篠栗町立幼稚園条例第3条により、篠栗町立幼稚園規則(第21条)及び篠栗町立幼稚園預かり保育実施規則(第10条)へ委任

③ 児童クラブ及び拡大児童クラブの名称及び位置

篠栗町放課後児童クラブ条例第2条第3項により、篠栗町放課後児童クラブ条例施行規則(第2条)へ委任

④教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用料

篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例第3条により篠栗町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則第2条へ委任

4.天空会館の利用料の差異(福祉課)

篠栗町葬祭場(天空会館)の利用料については、篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例第11条別表により、指定管理者が指定する業者以外の者については割高となっている。

公平を原則とする公の施設において利用料に差を設けるためには、その施設が篠栗町の予算で整備されたことから他の市町村の利用者を割高とするなどの合理的な理由が必要である。

また、利用料をどうするかは公の施設管理の根幹をなすものである。

このため、公の施設の利用料が、町長ではなく指定管理者が指定するか否かによって異なる扱いにすることは適切とは言えない。

よって、料金を割高とする者について合理的な理由をもって条例に明記するなどの対処をされたい。

また、社会福祉協議会会員と非会員の葬祭料金に違いがあることについて、公の施設における公平の原則から、適当でないと考える。

<篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例>

(利用料)

第11条 葬祭場を利用する者は、第6条の許可を受ける際に、別表に規定する利用料を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 町長が特に必要があると認めるときは、前項に規定する利用料を減額することができる。

別表（第11条関係）

部屋区分	利用料（1回の葬儀等当たり）	指定管理者が指定する業者以外の者の利用料（1回の葬儀等当たり）
1階北側祭場	400,000円	420,000円
1階南側祭場	360,000円	390,000円
1階北・南祭場（2部屋通し利用）	550,000円	615,000円
2階西側祭場	230,000円	255,000円
2階南側祭場	180,000円	180,000円
3階おとき室	10,000円	10,000円
4階展望場（安置室として利用）	20,000円	20,000円

5.幼稚園長・小中学校長の公印規定の整備(学校教育課)

篠栗町立幼稚園・篠栗町立小中学校にはそれぞれの園長・学校長を示す角印があり、公文書等に公印として使用している。

しかし、篠栗町立幼稚園長・篠栗町立小中学校長の公印に関する規定がないので、整備されたい。

6.消防団員への報酬の支払い方法等の是正(総務課)

消防団員への報酬と手当については、直接、消防団員本人に支払わなければならない。(地方公務員法第25条第2項)

しかし、消防団員への報酬、出勤手当、運転手当等については、本人から委任状が提出され、消防団の各班長の口座へ振込まれている。

また、委任状に同一人物の筆跡と思われるものや、同じ印鑑によると思われる押印も見受けられる。

さらに、退職報償金の一部についても、同様の処置がなされている。

このため、消防団員への報酬等については、直接本人へ支払うようにされたい。

消防団員の退職にあたって、記念品としてエブリ篠栗2万円を支給しているが、これを支給するためには条例で定める必要がある。(地方公務員法第25条第1項)

しかし、これに関する条例がないので、対処されたい。

<地方公務員法>

(給与に関する条例及び給与の支給)

第二十五条 職員の給与は、前条第五項の規定による給与に関する条例に基づいて支給されなければならないが、また、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならない。

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

第3 意見

[共通事項]

1.特命随意契約の厳格な実施(全課)

特命随意契約は、特定の業者と競争によらずに契約するものであるが、委託業務を中心に多く見られる。

一般競争入札や指名競争入札によらずに随意契約ができるのは、地方自治法施行令第167条の2各号に示されている理由に限られている。

さらに、1者のみの見積りにより契約できるのは、篠栗町財務規則第112条第1項の各号にあたる場合に限られている。

しかし、下記の「特命随意契約の理由が充分とは言えない事例」では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(契約の性質又は目的が競争入札に適さない)を適用しているが、この空調機の設置実施設計業務委託契約がその性質又は目的から競争入札に適さず、また、他に設計をできる者がいないことが明示されているといえない。

各種の契約にあたっては、その財源が公金であることから公平性と競争性が求められるが、その例外である特命随意契約を行わなければならない場合は、関係法令を踏まえて厳格に行われたい。

<特命随意契約の理由が充分とは言えない事例>

名称	篠栗町立幼稚園・小中学校空調機設置実施設計業務委託
履行期間	平成30年8月30日から平成31年1月31日
見積額	30,310,200円
契約額	29,937,600円(落札率98.8%)
契約先	(公財)福岡県建設技術情報センター
適用根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
特命随意契約の理由	本業務は、受注者の公益事業に該当し、既存建物の一部の構造性能等に関するもの、また、電気設備の計算等の高度な技術が必要であり、受注者は、専門技術と豊富な経験を持つ人材を有し、高度な技術力を必要とする工事積算業務を迅速に行える県内唯一の団体である。

<地方自治法施行令>

(随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総

額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 (略)シルバー人材センターなどの特定団体
- 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

<篠栗町財務規則>

(見積書の徴取)

第112条 契約権者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、3者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の1に該当するときは、1者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
- (2) 市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がある物品を購入するとき。
- (3) 1件の契約金額が10万円未満のとき。
- (4) 3者以上から見積書を徴することが適当でないとき。

2.インフラ、建築物の劣化と計画的な更新(財政課、関係課)

上下水道管などの土木工作物は40～60年位毎に更新をしなければならない。また、鉄筋コンクリート等の建築物は、躯体が60～80年位の耐用年数はあるものの、20年位の間隔で設備・機器の更新、屋根や外壁の補修などの大規模修繕が必要となる。

篠栗町では、昭和の後半には庁舎や水道施設、体育施設、学校などが整備され、また、平成のはじめから半ばを中心に、下水道やクリエイト篠栗、オアシス篠栗などが集中して整備された。

このため、水道管などの工作物の更新時期とクリエイト篠栗やオアシス篠栗などの大型建築物の大規模修繕時期が重なって迎えつつある。また、災害時の対応拠点となる庁舎についても昭和56年の耐震基準を満たしていないので、対応が必要となっている。

これらの修繕・更新を先延ばしすると、突然の故障等により安全に利用できなくなるばかりでなく、不具合を大きくし、結果としてより多くの更新経費を要することとなる。

そこで、インフラや建築物のそれぞれについて、劣化の状況等を調査し、経済性を加味した最適な工事時期

からなる修繕・更新計画を策定されたい。

それを年度毎の所要額としてまとめ、年度ごとに多寡がある場合は、安全確保を最優先とし、緊急性や必要性などから実施時期を調整されたい。

それでも、財政支出がひっ迫すると見込まれる場合は、費用対効果が悪い、あるいは必要性が低いものから廃止していくことも検討されたい。

< 主なインフラ、建築物の整備状況 >

(単位:百万円)

名 称	整備年	整備費	備考
(インフラ)			
上水道	昭和 46 年～	5,958	更新費用を含む
下水道	平成元～	15,125	流域建設負担金を含む
総合運動公園	平成 13 年	143	
(建築物)			
町民体育館	昭和 48 年	126	
武道館	昭和 53 年	8	
北勢門小学校	昭和 53 年	1,107	
篠栗町庁舎	昭和 54 年	716	昭和 56 年耐震基準不適合
篠栗中学校	昭和 54 年	1,512	
篠栗小学校	昭和 55 年	1,032	
勢門小学校	昭和 56 年	1,056	
北勢門幼稚園	昭和 57 年	108	
篠栗北中学校	昭和 61 年	1,091	
社会体育館	昭和 62 年	451	
篠栗小学校萩尾分校	平成 4 年	248	
クリエイト篠栗	平成 5 年	2,619	
オアシス篠栗	平成 12 年	2,877	
篠栗幼稚園	平成 14 年	462	
すぎのこ児童館	平成 15 年	219	
たけのこ児童館	平成 15 年	211	
天空会館	平成 16 年	714	既存施設を購入、改修
勢門幼稚園	平成 16 年	529	
合併 50 周年記念体育館	平成 17 年	897	
やまばと児童館	平成 18 年	124	

※総合運動公園及び建築物については、建築費用及び改修工事費等を含む

3.消費税等の税率変更への対応(総務課、関係課)

令和元年10月1日から消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の税率が引き上げられる。

これに伴って篠栗町が調達する物品や委託業務の価格に対して消費税等が自動的に賦課される。

しかし、公の施設の使用料や各種の手数料など篠栗町が徴する金額については、条例で定める必要があり、消費税等を含んだ金額設定となっていないものばかりなので、自動的に改定されない。

地方公共団体の一般会計における消費税等については、申告の義務がなく、課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなされている。

このため、もし、使用料等の改定を行わないと、仕入れにかかる消費税の引き上げ分を篠栗町が負担することとなる。

以上のことから、消費税等の税率の引き上げに対応して、使用料等の改定など所要の手続きを適正に行われたい。

また、人件費の支出に対する消費税等は、直接雇用であれば非課税であるが、委託料に含むと課税される。(株)共立メンテナンスへの篠栗町包括業務委託費(平成30年度支出額239,286,634円のうち消費税等13,998,063円)のかなりの部分は人件費であり、公の施設において管理委託している場合も相当部分が人件費である。

包括業務委託や公の施設の指定管理制度については、篠栗町の直接雇用又は直営に戻せば、消費税等相当部分の経費が不要となるので、その政策評価とあわせて、今後のあり方を検討されたい。

4.篠栗北地区産業団地整備事業の推進(まちづくり課、財政課、都市整備課、上下水道課)

篠栗北地区産業団地整備事業は、産業の振興をはじめ、雇用の場の創出や税収の向上など、篠栗町の発展に大きく寄与するものとする。

しかし、当初計画に比べて工期が延長し、事業費が増加している。

この産業団地の整備にあたっては、まちづくり課が用地造成などの本体工事を行うほか、都市整備課や上下水道課も関連工事を行っているため、関係各課は連携をとりながら担当する工事を確実に遂行されたい。

6区画ある用地売却地のうち売却先が決定していない3区画については、鋭意交渉されているようだが、事業パートナーなどにも働きかけ、早めの決定に努められたい。

また、まちづくり課においては、総合調整担当課として事業費やスケジュールの管理、用地売却などについて、関係者との調整を的確に行われたい。

財政課においては、短期及び中長期の財政需要を踏まえ、本事業にかかる予算の監理や起債の償還などを的確に行っていきたい。

5.必要人員の確保(総務課、関係課)

篠栗町の業務は、下記のとおり、多様な立場の者によって担われている。

正職員が163人(構成比 48.4%)、嘱託職員が 29 人(構成比 8.6%)、臨時的任用職員が 36 人(構成比 10.7%)、包括業務委託人員が106人(構成比 31.5%)となっている。

この他、公の施設は管理を指定管理者に委ねており、また、町の業務の一部を社会福祉協議会などの外郭団体にも委託している。

さらに、図書館や介護、子育ての業務では町民ボランティアが活躍している。

しかし、正職員以外では、人員の確保が難しくなりつつあり、下記のとおり欠員が発生している。

このため、社会福祉協議会・栗の子保育園へ委託した預かり保育事業や健康課の学童期の健康づくり事業などが実施されていない。また、他の職員の負担が増えるなどの支障もきたしている。

必要な人員を確保していくためには、就労者が将来に展望をもって働ける処遇をしていく必要があると考える。

政府は、地方公務員の多様な任用形態を進めるため、3年ないし5年以内の「任期付職員」につづき、来年4月から非正規職員の待遇改善を図るため、その「会計年度任用職員」への移行を求めている。

このため、嘱託職員や臨時的任用職員(欠員補充を除く)については、「会計年度任用職員」への移行を的確に行い、また、3年ないし5年の任用が必要な業務にあたる職員については「任期付職員」とされたい。

さらに、(株)共立メンテナンスへの包括業務委託については、消費税等が引き上げられることによって、経費的にさらに不利となるのに加え、その就業者は元々は臨時的任用職員等であったことから、公平性を確保するためにも「会計年度任用職員」又は「任期付職員」とされたい。

女性が子育てしやすい職場環境づくりや再任用制度の充実による高齢者の活用なども図っていかれたい。

なお、篠栗町は、昨年度は障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を満たしていなかったが、平成 30 年 6 月から満たしており、改善を評価する。

<篠栗町業務の担い手>

区分	人数(人)	構成比(%)
正職員(うち障がい者)	163 (3)	48.4 (0.9)
再任用職員	3	0.9
嘱託職員	29	8.6
臨時的任用職員	36	10.7
包括業務委託人員	106	31.5
合計	337	—

< 包括業務委託の内容 >

区分	篠栗町包括業務委託	水道施設運転維持管理等委託
内容	各課の臨時・非常勤職員の代替	9つの専門業務の集約・管理委託
人員	100人	6人
委託金額	30年度 239,287千円	30年度 45,411千円
委託先	(株)共立メンテナンス	(株)ウォーターエージェンシー

< 欠員の状況 >

所属	職種等・不足人数	欠員期間
福祉課	嘱託職員・介護支援専門員 1名	平成 31 年 4 月～
健康課	嘱託職員・保健師 1名	平成 30 年 9 月～12 月
	嘱託職員・保健師 2名	平成 31 年 1 月～3 月
	嘱託職員・保健師 1名	令和元年 7 月～
学校教育課	臨時的任用職員・協力指導員 1名	平成 30 年 4 月～
勢門幼稚園	臨時的任用職員・預かり保育 1名	平成 30 年 4 月～
北勢門幼稚園	臨時的任用職員・預かり保育 1名	平成 30 年 4 月～令和元年 5 月
北勢門小学校	共立メンテナンス・司書 1名	平成 30 年 4 月～9 月
栗の子保育園	社協委託・預かり保育 1名	平成 30 年 4 月～

6. 準公金の適正な管理(関係課)

準公金(篠栗町財務規則によらず職員が職務として取り扱う金銭)については、調査票による聞きとりに加えて、今年度は抽出により預貯金通帳や帳票類の確認を行った。

昨年度の意見である下記の「改善すべき点」のうち、②の預貯金通帳と印鑑は、別人が異なる場所で管理する。③の関係者の親睦会経費など、業務上必要のないものは取り扱わない。については、概ね改善されており、評価する。

今年度の監査において、⑧～⑩については新たな課題として明らかになったので、改善されたい。

<改善すべき点>

(昨年度)

- ① 準公金の管理は預貯金通帳により行い、現金の取り扱いは必要最小限とする。
- ② 預貯金通帳と印鑑は、別人が異なる場所で管理する。
- ③ 関係者の親睦会経費など、業務上必要のないものは取り扱わない。
- ④ 収入・支出は、管理職までの事前伺、決裁により行う。
- ⑤ 職員による立替えを行わない。
- ⑥ 第三者による監査を行う。
- ⑦ 取り扱い方法を要領化する。または、町で統一基準を示す。

(今年度 追加分)

- ⑧ キャッシュカードの作成・利用は行わない。
- ⑨ 預貯金通帳の名義は代表又は会計が替われば改める。
- ⑩ 預貯金通帳の印鑑に公印を使わない。

<調査した準公金>

所属	件数	内容
総務課	3	区長会会計、篠栗町交通安全協会会計、自衛隊家族会会計
福祉課	1	日赤篠栗町分区経費
産業観光課	4	農業委員預かり金、水田農業推進協議会、緑化推進協議会、森林セラピー基地ネットワーク会議
都市整備課	1	須恵・新宮線道路建設促進期成会経費
上下水道課	1	全国町村下水道推進協議会福岡支部経費
こども育成課	3	学童保育のおやつ代(3児童館)
社会教育課	7	篠栗町子ども会ジュニア・リーダー会、篠栗町子ども会育成会連絡協議会、篠栗町公民分館長会、篠栗町人権教育推進協議会、篠栗町社会教育委員の会、公民分館長会カラオケ祭り寄付金、篠栗町スポーツ推進委員
幼稚園(3園)	3	幼稚園諸費
小学校(3校)	6	校納金、町補助金
中学校(3校)	4	校納金、町補助金
計	33	

7. 工事・事業における予算執行規律の確保(全課)

工事においては、設計変更が当然のように行われており、その多くが工事費の増加となっている。工事の途中で予期しない事態も起こりうるので、必要な設計変更は行うべきだとは考えるが、事前の調査や検証を充分に行っておれば必要なかった案件も相当あるように思われる。

また、数年にわたって行われる事業において、篠栗北地区産業団地整備事業のように事業費が当初の見込みを大きく上回ることがある。

工事や事業の着手後の経費増加は、財政運営上、大きな支障となる。

これを防ぐため、所要経費は精査して計上するとともに、その実施途中での事業費の増加は原則認めず、どうしても必要な場合は自然災害など避けられなかった理由に限るとするルールを定めるなど、予算執行規律の確立に努められたい。

8. 国県補助金等の導入、確保(全課)

国県補助金等の導入については、厳しい財政事情の中、概ね積極的に取り組まれており、評価する。

しかし、補助金については予算計上額に比べて実際に入ってくる額が少ない事業が見うけられる。これは、町の一般財源の支出が増え、財政ひっ迫の原因となる。

予算編成にあたっては確実な額の補助金を計上するとともに、補助金が確保できなければ事業を実施しないこととする「縛り」の導入も検討されたい。

篠栗町が実施しようとする事業の趣旨に合った国県の補助事業については、今後とも積極的に導入されたい。

9. 災害対応に有用なガス式エアコンの導入の検討(関係課)

令和元年度にすべての町立の幼稚園、小学校、中学校にエアコンが設置されるが、このエアコンについては、全てが電気式でガス式は採用されていない。

学校施設は災害時の避難場所となっているが、ガス式エアコンであれば送電が止まっても使用することができ、夏冬期の冷暖房として使用できる。また、発電機能を持つ機種もあり、非常用発電装置としても使用できる。

今後、避難場所や避難所となっている施設の改修、あるいは、新たに建物を整備する場合には、エアコンについて電気式かガス式かの選択にあたってはランニングコストを含めた費用比較だけでなく、災害対応の観点からも考慮されたい。

〔各課〕

1.総務課

(1)総合調整機能の発揮

町民ニーズの変化や高齢化、各種制度改正など、篠栗町を取り巻く状況をとらえて必要な施策の的確に行なっていくためには、総合調整機能の発揮が重要だと考える。

このため、総務課では、条例、規則、要綱などの例規について現状に合わなくなったものや守られていないものはないかを確認し、もし、あれば是正していかれたい。また、法律や制度に変更があれば、所管課と連携して適宜対応するようにされたい。

教育、コミュニティづくり、社会保障など、所管が多岐にわたる施策については、より大きな政策効果を上げるため、大局的な見地から連絡、調整していかれたい。

さらに、各施策がそれぞれの目的にそって効率的に行われるよう、事務事業の見直しや組織の改善についても取り組んでいかれたい。

なお、令和元年度中に行財政改革大綱と行財政改革大綱実施計画を策定することとされているので、これらの観点を考慮されたい。

(2)防災対応の強化

参議院議員選挙投票日の令和元年7月21日には、災害警戒本部も設置されたが、それぞれの業務にあたる町職員の確保に苦慮された。

町民の生命財産を守っていくため、様々な事態を想定し、人員の確保を含め、的確な防災対応を行っていかれたい。

<人件費総額 経年変化>

(単位:千円)

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人件費	1,412,275	1,384,496	1,380,612	1,371,383	1,392,351

※嘱託職員給与及び常勤臨時職員の賃金を含む。

<粕屋南部消防組合分担金の試算(篠栗町分)>

(単位:千円)

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
分担金	312,787	305,577	338,676	335,105	350,929	335,928	352,307

※平成 28～30 年度は決算額、令和元年度は予算額、2年度以降は見込み額を記入。

2.財政課

(1) 予算科目「細細節」の廃止

歳出の予算科目については、地方自治法施行規則第 15 条第2項で定められている「節」の下に同規則の説明に基づく「細節」があるが、篠栗町ではその下に「細細節」を独自に設けていた。

「細細節」については、事業区分が明確になる一方、事務が煩雑となっていると平成 29 年度に意見を述べていたが、30 年度から廃止され、評価する。

(2) 歳入に見合った中長期の施策の展開

一般会計の実質単年度収支は、平成 28 年度 ▲116, 045千円、29 年度▲416, 380千円、30 年度 ▲70, 201千円(見込み)と3ヶ年連続の赤字となっている。

今後も社会保障費の増加やインフラ改修費の出費などで財政運営がさらに厳しさを増すと予想される。

このような中、既存の事務事業を見直すとともに、投資的な施策については中長期の歳入から必ず必要な支出を差し引いた額の範囲内で優先順位をつけて展開していく必要があると考える。

<一般会計歳入歳出決算の概要>

(単位:千円)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (見込み)
歳入	9,798,998	10,001,367	9,829,494	10,180,925	9,932,347
歳出	9,402,200	9,459,495	9,474,143	9,786,087	9,706,187
形式収支	396,798	541,872	355,351	394,838	226,160
実質収支	319,708	382,336	230,514	123,124	50,777
単年度収支	▲ 148	62,628	▲ 151,822	▲ 107,390	▲ 72,347
実質単年度収支	112,752	80,270	▲ 116,045	▲ 416,380	▲ 70,201
基金金現在高	2,813,339	2,626,222	2,542,657	1,889,098	1,896,695
地方債現在高	7,444,748	7,122,882	6,695,262	6,453,366	6,630,235

3.まちづくり課

(1)ふるさと納税の伸び

平成 30 年度の篠栗町へのふるさと納税額は5, 150千円で、29 年度の1, 891千円から大きく伸びている。

これはまちづくり課の努力とともに、篠栗北地区産業団地に進出する(株)やまやコミュニケーションや極東ファディ(株)による返礼品の充実による成果として評価する。

(2)「篠栗駅東側自由通路整備事業」の交付金の減少

篠栗駅東側自由通路整備事業の歳入の社会資本整備総合交付金については、当初予算見込みの453, 562千円に対して実績が377, 103千円と76, 459千円落ちている。

多額の歳入不足は財政運営に支障を及ぼすので、交付金・補助金の歳入については、交付・補助権限者と充分に協議の上、確実な額を計上されたい。

(3)協働のまちづくり補助金

協働のまちづくり補助金については、地域コミュニティづくりやまちづくりに寄与してきたと評価する。

しかし、平成 22 年度に始まって以来9年が経過し、30 年度においては予算額3, 000千円に対して2, 420千円の交付申請で、その 11 事業のうち6事業が継続事業となっている。

この補助金をよりよいものとするため、これまでの事業効果を検証し、事業実施団体の自立促進や対象事業の拡充などについても検討されたい。

(4)篠栗町ホームページの更新

篠栗町のホームページを更新した。

セキュリティの強化や災害時の迅速な情報の提供ができるように改善し、年間アクセス数も増えた。評価する。

今後とも必要な情報を町民への的確に提供していくよう努めていかれたい。

<広告収入>

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ホームページバナー広告	500,000 円	535,000 円	585,000 円
広報紙広告	480,000 円	692,000 円	611,000 円

4. 税務課・収納課

(1) 町税等の公平公正で効率的な収納・確保

町税の徴収率は、年々上昇し、平成 30 年度は 97.63% (現年課税分 99.11%、滞納繰越分 38.34%) となった。これは、これまで積極的に徴収率の向上に努めてこられたことによるものと評価する。

ただし、現年課税分は 99% を超え、徴収率の向上は限度に近づきつつあると考える。

国民健康保険税の徴収率は、現年で 94.89% となっており、また、29 年度より 0.21 ポイント下降しているため、まだ、徴収率向上の余地はあると考える。

28 年度に収納課を設置してから 3 年度が経過したので、その間の費用対効果などの政策評価を行い、より公平公正で効率的な収納となるように努めていかれたい。

(2) 納付の利便性向上

口座振替やコンビニ収納に加え、平成 30 年度から新たにクレジットカードによる収納をはじめ、町民が役場などへ出向かなくても町税や上下水道料金の納付が 24 時間できるようになった。

町税等の納付の利便性がさらに向上し、評価する。

なお、クレジット収納の比率は、まだ 1.2% と低いので、広報、普及に努められたい。

(3) 都市計画税導入の研究

都市計画税は、都市計画区域の市街化区域内の土地、家屋に対して、条例で固定資産税評価額に対して最大 0.3% まで課税できるもので、原則、市街化区域内だけに下水道や都市公園などを整備することから、受益者負担の観点から賦課するものである。

かつては開発者負担金を徴収し、市街化区域とそれ以外の区域との衡平を図っていたが、負担金の徴収を止めている。

以上の経緯等を踏まえ、都市計画税の導入を研究されたい。

(4) 福岡県宿泊税配分の要望

福岡県宿泊税条例が成立し、令和 2 年度から篠栗町でも 1 人 1 泊あたり 200 円を徴収される見込みである。

福岡県は福岡市を除く市町村に対してその半分の 100 円を配分する意向のようであるが、同じ宿泊税を導入する福岡市と同じく 150 円を市町村に配分するよう福岡県に要望されたい。

<平成30年度 町税の決算見込み>

税目	調定額(円)	収入済額(円)	不納欠損額(円)	収入未済額(円)	徴収率(%)
町民税	1,663,854,176	1,615,979,537	3,735,555	44,139,084	97.12
固定資産税	1,306,162,006	1,283,036,513	795,090	22,330,403	98.23
軽自動車税	78,021,285	73,090,922	465,400	4,464,963	93.68
町たばこ税	160,664,934	160,664,934	0	0	100.00
合計	3,208,702,401	3,132,771,906	4,996,045	70,934,450	97.63

<平成30年度 コンビニ収納の状況>

科目	収納人数	収納額	コンビニ 収納人数	(前年比)	コンビニ収納 利用率	(前年比)	コンビニ 収納額	(前年比)
住民税	4,420	442,399,973	2,276	240	51.5%	9.3%	129,611,364	15,978,909
固定税	9,695	1,285,049,713	2,783	189	28.7%	4.9%	138,752,310	9,268,210
軽自税	8,220	73,169,812	4,615	73	56.1%	1.5%	38,667,900	2,955,800
国保税	3,731	463,987,188	1,500	155	40.2%	10.0%	107,711,160	19,626,600
合計	26,066	2,264,606,686	11,174	657	42.9%	6.0%	414,742,734	47,829,519

<平成30年度 口座振替収納の状況>

科目	収納人数	収納額	口座振替 収納人数	(前年比)	口座振替 利用率	(前年比)	口座振替 収納額	(前年比)
住民税	4,420	442,399,973	798	11	18.1%	1.8%	112,981,919	▲6,662,381
固定税	9,695	1,285,049,713	4,184	8	43.2%	4.9%	560,132,200	907,700
軽自税	8,220	73,169,812	593	▲9	7.2%	0.0%	5,240,500	212,200
国保税	3,731	463,987,188	1,502	12	40.3%	6.8%	200,536,500	14,473,900
合計	26,066	2,264,606,686	7,077	22	27.2%	2.4%	878,891,119	8,931,419

<平成30年度 クレジット収納の状況>

科目	収納人数	収納額	クレジット 収納人数	(前年比)	クレジット収納 利用率	(前年比)	クレジット収納 収納額	(前年 比)
住民税	4,420	442,399,973	79	-	1.8%	-	6,977,100	-
固定税	9,695	1,285,049,713	71	-	0.7%	-	6,910,600	-
軽自税	8,220	73,169,812	133	-	1.6%	-	1,068,400	-
国保税	3,731	463,987,188	24	-	0.6%	-	3,107,600	-
合計	26,066	2,264,606,686	307	-	1.2%	-	18,063,700	-

5.住民課

(1)国民健康保険事業

国民健康保険事業は、平成 30 年度より福岡県と共同で運営をはじめ、福岡県が示す本算定の税率を採用し、一人あたり 7.2%の負担増となった。

このため、30 年度の単年度収支は 20,905 千円の黒字となったが、29 年度までの累積赤字(繰上充用金) 141,116 千円があったため、120,211 千円の累積赤字が残り、31 年度予算から繰上充用している。

被保険者数は、29 年は 536 人、30 年は 276 人とそれぞれ前年に比べて減少し、人口に占める被保険者数は 18.5%となっている。

また、国民健康保険税の徴収率は、収納課や住民課の努力により年々上昇してきていたが、30 年度は医療給付費・現年課税分で 95.1%と 29 年度の 95.3%より下がった。このため、今後は大きな徴収率の向上は望めないと考える。

このような状況を踏まえ、より一層の効率的な運営とともに、特定健診の受診率の向上等による医療費の縮減に努められたい。

また、累積赤字については、国民健康保険以外の保険に加入している人や過去に国民健康保険に加入していた人との衡平を勘案し、計画的に解消していかれたい。

(2)住居表示整備事業

新町区等において最初の住居表示の変更が令和元年 11 月になされる。

この住居表示変更の効果、住民による各種変更届出等の負担、広報のあり方などを検証して、次の地区以降での推進に活かしていかれたい。

また、総事業費を明示されたい。

(3)マイナンバーカードの普及と利用促進

平成 28 年 1 月よりマイナンバーカードの交付がはじまったが、令和元年 5 月 1 日現在、3,192 件(人口比 10.2%)にとどまっている。

マイナンバーカードの交付の推進に努めるとともに、町の各種サービスへの活用を検討されたい。

また、国へマイナンバーカードの各種の施策やサービスへの利用拡大を要望されたい。

<糟屋地区内国民健康保険税の徴収状況および1人当たりの負担状況>

町名	徴収率(%)		1人当たり負担額(円)		摘要
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	
篠栗町	76.24	78.42	78,680	88,199	徴収率については全体分を計上
宇美町	67.06	67.17	91,857	90,868	
志免町	62.76	63.49	85,753	89,673	
須恵町	64.92	63.89	87,582	87,301	
粕屋町	74.12	77.74	94,778	97,512	
久山町	89.95	91.48	83,069	91,974	
新宮町	78.46	81.05	98,613	103,541	
古賀市	82.06	82.21	96,416	94,749	

<糟屋地区後期高齢者医療給付費(1人当たり) 経年変化>

(単位:円)

年度	平成26年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			伸び率(%)		伸び率(%)		伸び率(%)
篠栗町	1,173,650	1,200,755	2.31	1,168,631	▲ 2.68	1,174,089	0.47
宇美町	1,334,453	1,381,071	3.49	1,293,258	▲ 6.36	1,325,818	2.52
志免町	1,267,173	1,240,002	▲ 2.14	1,231,193	▲ 0.71	1,229,307	▲ 0.15
須恵町	1,219,415	1,229,226	0.80	1,129,499	▲ 8.11	1,116,153	▲ 1.18
新宮町	1,209,735	1,247,849	3.15	1,209,362	▲ 3.08	1,195,839	▲ 1.12
久山町	1,187,482	1,186,199	▲ 0.11	1,122,443	▲ 5.37	1,316,398	17.28
粕屋町	1,240,339	1,272,738	2.61	1,248,828	▲ 1.88	1,208,223	▲ 3.25
古賀市	1,203,449	1,230,361	2.24	1,215,121	▲ 1.24	1,202,067	▲ 1.07

※福岡県 国保医療費及び後期高齢者医療費の現状による

6.健康課

(1)オアシス篠栗の修繕

オアシス篠栗については、平成12年に開館してから19年が経過し、施設・設備に不具合が目立ち、のびのびルームで赤ちゃん健診を行っていた時に冷房装置が使えなくなり、また、視聴覚室で会議中に照明が落ちたりと設備の老朽化による支障をきたしている。

また、来館者の安全に関わる事項として、外壁タイルの剥落、駐車場等の舗装のひび割れ・欠落もみられる。

これらの対策として、30年度は加圧給水ポンプユニット、中央監視装置の更新工事を12,889千円の経費で行っている。

不具合が相次いで発生する中、故障してから緊急に修繕するだけでは、この施設を安心して町民へ提供できなくなる恐れがあるため、施設や設備全体についての劣化状態等を調査・把握し、耐用年数を超えた設備を計画的に更新するとともに、大規模修繕を適期にされたい。

(2)嘱託員の欠員

保健師の嘱託職員については、平成30年9月から1名、31年1月から2名の欠員が生じ、令和元年度の一時期は解消したものの、現在も1名の欠員となっている。

このため、在籍の職員の職務が荷重となるばかりでなく、30年度の学童期の健康づくり事業(骨粗しょう症対策)が実施できなかったことをはじめ、業務に支障をきたしている。

また、(株)共立メンテナンスが請負っている看護師や保育士の本課での業務についても、その人員確保も容易ではないようである。

嘱託職員については、来年度から始まる会計年度任用職員への移行ばかりでなく、任期付職員としての採用も検討し、その処遇の改善をはかり、確保に努められたい。

(3)健康づくりの取り組み

福岡県のモデル事業として生活習慣病を予防するために健康づくり活動支援事業を行った。

また、健診フェスタでは平成30年度新たに脳年齢測定を実施しており、健康づくりの取り組みを評価する。

(4)巡回バスの活用

巡回バスについては、オアシス篠栗への送迎用として運行をはじめたが、オアシス篠栗の利用者ばかりでなく、隣接するクリエイト篠栗の利用者や交通不便地の貴重な交通手段にもなっているが、オアシス篠栗の休館日である月曜日などには運行されていない。

この巡回バスは指定管理者の業務の一つとして運行されているが、町民の交通手段の確保の観点から、年間を通じての運行や運行ルートの見直しなどの検討をされたい。

<総合健診受診状況 経年変化>

(単位:人)

健診別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
健康診査	165	165	154	158	103
特定健診	1,478	1,396	1,400	1,491	1,477
胃がん検診	823	878	835	773	719
子宮頸がん検診(個別含む)	950	834	766	631	666
乳がん検診(個別含む)	635	673	644	574	558
肺がん検診	997	1,090	1,130	1,131	1,104
大腸がん検診(個別含む)	1252	1,391	1,253	1,186	1,164
結核検診	1,083	1,139	1,191	1,212	1,203
合計	7,383	7,566	7,373	7,156	6,994

<乳幼児健診状況 経年変化>

健診別		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
4ヶ月児	受診者数(人)	297	334	320	284	301
	受診率(%)	96.0	97.4	97.0	96.6	98.4
10ヶ月児	受診者数(人)	292	290	301	303	274
	受診率(%)	95.0	89.5	92.3	98.1	94.2
1歳6ヶ月児	受診者数(人)	286	311	311	302	280
	受診率(%)	96.0	97.5	95.4	96.2	95.2
2歳児歯科	受診者数(人)	300	259	289	269	277
	受診率(%)	90.6	87.2	91.2	84.3	90.8
3歳児	受診者数(人)	293	323	278	293	293
	受診率(%)	91.8	95.3	95.5	95.8	95.1

<平成 30 年度「オアシス篠栗」の巡回バスの利用状況>

区域	利用者数 (人/年)	1日平均 (人)	巡回回数 (回)	摘 要
萩尾コース	3,564	11.2	4	2台で運行 ①和田・城戸(年間 318日) ②乙犬・萩尾(年間 318日)
乙犬コース	27,497	86.5	6	
城戸コース	6,705	21.1	4	
和田コース	20,243	63.7	6	
計	58,009	182.5	20	平成 30 年度利用者数 58,009 人

7.福祉課

(1) 天空会館のあり方

篠栗町葬祭場(天空会館)が設置された平成16年は、それまでの自宅葬から葬祭場での葬儀が一般化しつつあったが、近隣に民間の葬祭場が少なかった。しかし、その設置から15年が経過し、町内を含め近隣に民間の葬祭場が増えた。

また、少人数の家族葬が増え、一般葬が減るなど、葬儀の形態も変わってきている。

さらに、天空会館は民間の既存施設を購入して整備したものであるため、設備等が劣化し、更新の時期を迎えつつあるので、今後、かなりの経費を要することとなる。

このため、天空会館を篠栗町が公の施設として持ち続ける意義は小さくなりつつあるように考えるので、そのあり方を検討されたい。

(2) 町営住宅のあり方

生活に不可欠な住宅を確保していくことは行政の責務で、町営住宅のような低所得向け住宅の提供は必要だと考える。

住宅困窮者には高齢者や障がい者、母子家庭などの中にもあることから、老朽化が著しい町営住宅のあり方については、住宅政策の一環としてとらえて検討、対処していかれたい。

(3) 民生委員等の確保

民生委員・児童委員、保護司については、その確保に苦慮している。

民生委員・児童委員については、令和元年12月から2名増えて45人が改選されることから、様々な機会をとらえて町民へ広報し、その確保に努められたい。

(4) 高齢者福祉

篠栗町の介護認定率が低く抑えられていることは、篠栗町介護支援ボランティア制度、いきいきサロン、おひさま活動などの福祉施策の充実に努めてこられたことによるものと評価する。

福祉関係予算が増加傾向にある中、地域住民との連携や少ない経費でより多くの効果が期待できる事業への予算配分など、効率的な施策の展開に引き続き努められたい。

<糟屋郡内公営住宅戸数>

(平成31年3月末現在)

町名	篠栗町	須恵町	新宮町	久山町	粕屋町	宇美町	志免町
公営住宅戸数	54戸	462戸	63戸	34戸	183戸	154戸	732戸
うち町営住宅戸数	54戸	0戸	63戸	34戸	183戸	154戸	0戸
公営住宅世帯数比率	0.4%	3.9%	0.5%	1.0%	0.9%	1.0%	3.7%

※公営住宅世帯数比率＝公営住宅戸数/世帯数×100 (小数第2位を四捨五入し第1位まで記入)

<篠栗町認定者年齢区分内訳>

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	278	105	236	141	109	147	85	1,101
65～75歳未満	35	24	24	17	20	24	7	151
75歳以上	243	81	212	124	89	123	78	950
第2号被保険者	4	0	7	9	2	3	3	28
合計	282	105	243	150	111	150	88	1129

(資料:福岡県介護保険広域連合)

8.産業観光課

(1)小葉山線林道整備にあたっての防災

小葉山線林道については、平成30年度から篠栗町が事業費の1割を負担し、福岡県が事業主体となって整備をはじめた。整備後は、篠栗町が維持管理を行う。

林道については、森林の管理を効率的に行うため計画的に整備していく必要があると考える。

しかし、小葉山線林道は山腹を回るように整備するため、山腹を削り、谷の水筋を渡ることとなるので、豪雨時に土砂災害を引き起こす要因となりかねない。

このため、この林道の整備にあたっては福岡県と協議の上、十分な防災対策を講じていかれたい。

(2)町民農園

家庭菜園に対する町民のニーズは高いものの、住宅の近くには、なかなか適当な農園が見つからないようである。

今後は、農業委員会と連携して遊休農地などを活用した農地所有者による町民農園の整備を推進されたい。

なお、令和元年をもってリフレッシュ農園が廃止されるが、32人という限定された者のために予算を投じてきたので、財政事情が厳しい中、この廃止を評価する。

(3)担い手の確保

農林業および中小商工業における従事者の高齢化、減少が進んできている。

大規模な土地利用型農業や収益性の高い施設園芸の推進、特産物づくりへの支援・協業化、六次産業化など、町としての振興ビジョンを示し、農林業や商工業を志す者が将来に展望をもって取り組めるよう、JAや商工会と連携しながら、支援していかれたい。

<町有林 林齢別集計表(平成31年3月末現在)>

(町内分)

(単位:ha・%)

総面積	林齢別人工林面積								合計
	-	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~	
面積	28.63	2.04	5.04	15.87	8.78	63.89	133.41	113.9	371.56
割合	7.7	0.5	1.4	4.3	2.4	17.2	35.9	30.7	100

(上津江分)

(単位:ha・%)

総面積	林齢別人工林面積								合計
	-	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~	
面積	2.61	14.73	9.56	15.96	19.12	17.16	2.66	1.89	83.69
割合	3.1	17.6	11.4	19.1	22.8	20.5	3.2	2.3	100

9.都市整備課

(1)国県補助金の導入

津波黒地区クロトリ水路整備工事については、福岡県の農村環境整備事業の補助採択を受けて実施したことを評価する。(平成30年度総事業費 25,725,600円、補助金確定額9,600,000円、令和元年度は総事業費30,034,800円、補助金内示額12,000,000円)

今後とも、厳しい財政事情の中で実施しようとする事業の趣旨に合う国県の補助事業の導入に努められたい。

(2)ゴミ処理施設の確保

クリーンパークわかすぎについては、令和9年まで稼働延長を決めているが、その後の移転に関する基本計画を策定するため、須恵町外二ヶ町清掃施設組合への本町からの出向職員を1名増員した。

この施設を移転させるとなると、移転先の確保や関係者との協議調整などで相当の時間と労力を要すると思われるので、できるだけ早く結論を出して事業に着手されたい。

また、3町によるごみ処理施設の確保だけでなく、広域的な連携による確保の方策も検討されたい。

(3)空き家、空き地対策

平成30年度の篠栗町空家等対策計画に基づいた調査によると、空き家が265棟あった。また、空き家を解体した跡の空き地も相当の数に及ぶ。

空き家の解消に向け、地元の不動産事業者との連携や相談業務などを行っているが、今後は空き家自体の発生を予防するため、賃貸住宅としての活用を促すとともに、相続放棄された空き家に対して町が相続財産管理人の選任の手続きを行うことも検討されたい。

(4)公園、道路、水路などの的確な管理

都市公園、健康広場、児童遊園・児童広場については、行政区に管理を委託するなどにより、効率的に管理されている。そのうち整備から相当の年月が経過したものについては、樹木の伸長や施設の老朽化が見られる。

このため、不必要な樹木の伐採や老朽施設の撤去などによる効率的な維持管理に努められたい。

また、道路や水路などでの事故を防ぐため、町職員が道路の陥没などを見つけた場合に、都市整備課へ連絡する体制を充実させるとともに、行政区などと連携して不具合を早期に見つけるようにされたい。

<公園等面積一覧表>

(平成31年3月末現在 単位:m²)

健康広場		都市公園				児童遊園	
城戸	1,474	田中公園	2,810	東峰高田公園	200	大久保児童遊園	866
山手	1,388	野町公園	1,000	和田東峰公園	400	下町児童遊園	1,266
山王	1,980	西浦公園	3,273	浦高野公園	50	新町児童遊園	304
上町	1,030	静が丘公園	600	栗木谷公園	300	尾仲児童遊園	1,139
中町	2,545	ヤマエ公園	400	花水木公園	1,200	乙犬児童遊園	766
下町	1,945	赤坂公園	300	乙犬浦田公園	200	和田児童遊園	1,518
大勢門	901	千代田公園	700	大勢門山崎公園	300	和田児童広場	375
庄	957	松浦公園A	300	くすのき公園	1,031	児童遊園 合計	6,234
田中	799	松浦公園B	300	新町公園	967	その他の公園	
津波黒	3,982	東峰西浦公園	1,500	生水公園	846	清流公園なるふち平	57,416
明治		東洋乙犬公園	300	ふれあい広場	1,495	山手展望広場	4,197
乙犬	1,000	西日本乙犬公園	200			下流公園	10,153
高田	3,304	都市公園 合計			18,672	総合運動公園	146,643
尾仲	3,311					こもれびの森	21,400
和田	3,620					樹芸の森	97,400
池の端	1,439					旅石池公園	7,300
ベントナ	2,378					乙犬講田公園(仮称)	1,080
広場合計	32,053					その他の公園 合計	345,589
全体合計 402,548							

<道路の現状>

(平成31年3月末現在)

級別	路線数	総延長	道路敷	道路部	車道	歩道等設置 道路延長
		(m)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m)
1級町道	13	24,512	217,899	170,821	137,778	6,834
2級町道	20	20,605	138,922	114,965	95,104	3,078
その他	546	144,061	711,126	587,251	492,467	4,479
計	579	189,178	1,067,947	873,037	725,349	14,391

10.上下水道課

[水道事業]

(1) 水道料金の改定

純損失が、平成29年度19,343千円、30年度48,290千円という厳しい経営状況が続く中、懸案となっていた水道料金を17年ぶりに31年4月から14%引き上げた。

料金改定にあたって、町民や関係者への説明を重ね、理解を得たうえで行われたことを評価する。

(2) 施設・設備の計画的な更新

水道施設・設備の経年劣化による修繕工事が増えてきている。

城戸送配水管更新工事は、平成27年度に開始し令和元年度に完了するが、714.4mの送配水管を71,314千円の経費で布設替えをしている。

送配水管の総延長は101.78kmとなっている。その中には敷設から耐用年数の40年を超えるものも相当ある。その管の更新には、城戸送配水管更新工事例から1kmあたり1億円程度の経費を要すると見られる。

また、昭和46年に整備した第1浄水場、52年に整備した第2浄水場についても更新の時期を迎えつつある。

生活に不可欠な浄水を町民へ安定的に供給していくため、水道施設・設備の更新計画とその資金計画を策定し、適期に更新していかなりたい。

(3) 経営の効率化

水道料金の引き上げにより当面の収支は改善するものの、今後、施設・設備の更新が必要となってくることから、さらなる効率的な経営に努められたい。

また、水道事業の運営や施設・設備の更新について、近隣自治体との連携も研究されたい。

[下水道事業]

(1) 効率的な経営

下水道料金が平成29年度から引き上げられたことなどから、純利益が29年度41,769千円、30年度69,681千円と改善した。

今後とも効率的な経営に努められたい。

(2) 施設・設備の計画的な更新

下水道の整備については、平成元年度に開始し、20年度に概成した。

管きよの耐用年数は40年となっているが、短い期間に整備したことから更新工事も、今後、一時期に集中することとなる。また、設備の中には耐用年数を迎えつつあるものもある。

その必要経費を年次ごとに見積ってその財源の確保に努め、計画的に更新していかなりたい。

<平成 30 年度 水道事業各比率>

各比率・単価等	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
① 負 荷 率	90.23%	62.76%	87.89%	80.42%	92.17%
② 施 設 利 用 率	70.11%	70.80%	70.59%	72.07%	72.84%
③ 最 大 稼 働 率	77.70%	112.80%	80.31%	89.62%	79.03%
④ 供 給 単 価 (1m ³ 当たり)	157.28 円	157.04 円	156.46 円	158.44 円	158.38 円
⑤ 給 水 原 価 (1m ³ 当たり)	175.00 円	173.57 円	173.63 円	171.30 円	197.05 円
⑥ 有 収 率	98.22%	97.63%	97.76%	96.80%	95.55%
⑦ 経 常 収 支 比 率	94.28%	96.79%	96.46%	104.21%	90.99%

<平成 30 年度 公共下水道事業の現状について>

I	計画人口	平成 30 年度末 認可計画人口	29,730 人
II	完了年度	平成 30 年度・全体計画	536.6 ha
III	年度末人口	31,373 人	
IV	整備状況(平成 29 年度末現在)		
イ. 整備率	供用開始面積	512.7 ha	×100= 95.5 %
	計画区域面積	536.6 ha	
ロ. 普及率	処理人口	30,205 人	×100= 96.3 %
	30 年度末人口	31,373 人	
ハ. 水洗化率	水洗化人口	29,228 人	×100= 96.8 %
	処理人口	30,205 人	

11. 学校教育課

(1) 校舎の修繕

幼稚園、小学校、中学校の多くが、建設から相当の年数が経過し、床の亀裂、排水不良、外壁の剥落などの劣化や不具合が見られる。

修繕計画を策定し、適期に修繕していかれたい。

なお、国庫補助金を受けて修繕するためには、令和2年度までに長寿命化計画を策定する必要があるので、対応されたい。

(2) 幼稚園のあり方

令和元年5月1日現在の幼稚園の在籍数は、定員500人に対して277人となっており、年々減少してきている。一方、保育園については13人の待機児童がいる。

このような中、今後の幼稚園のあり方について、統廃合も含めて検討されたい。

<幼稚園の在籍数、定員の推移> (単位:人 各年5月1日現在)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3歳児	40	40	80	90	66
4歳児	170	123	120	100	108
5歳児	139	170	119	129	103
計	349	333	319	319	277
定数	530	530	500	500	500
3歳児保育	篠栗幼稚園のみ	篠栗幼稚園のみ	勢門幼稚園開始 (篠栗幼稚園、勢門幼稚園)	北勢門幼稚園開始 (全園)	全園

(3) 就学援助

申請に基づき行われる準要保護者への就学援助については、広報に努められているが、児童、生徒の教育環境を整えるため、就学援助が必要な保護者の把握とその周知に努められたい。

(4) 通級指導教室への希望者の待機

小学校において、通級指導教室への希望者の待機児童がいるので、福岡県に対して適正数の教職員を配置するよう要望し、その解消に努められたい。

12. 中学校・小学校・幼稚園

(1) 幼小中一貫教育

篠栗学園、篠栗北学園との愛称もって幼小中一貫教育を推進されているが、中学校、小学校、幼稚園それぞれが連携し、より多くの教育効果を上げるよう努められたい。

(2) 幼稚園嘱託職員(預かり保育)の確保

幼稚園の預かり保育については、3.5 時間勤務の嘱託職員3人をローテーションにより毎日2人で行うことを基本としているが、嘱託職員が集まらずにローテーションが組めず、やむを得ず2人で行ったり、職員が替わりに入ったりしている。

保育士の資格を要する嘱託職員については、任期付職員とするなどの処遇改善により、確保していかれたい。

(3) 学校職員等の確保

北勢門小学校の図書館司書の業務については、(株)共立メンテナンスへ委託しているが、平成30年4月から9月までの半年間、同社が司書を確保できなかった。

このため、図書館の運営に支障をきたしたので、このようなことがないよう、対処されたい。

また、北勢門小学校、勢門小学校、篠栗北中学校(現在は配置)においては、定員の県費職員が配置されておらず、学校運営に支障をきたしているので、福岡県に対して必要な人員を確保するよう要望されたい。

13.こども育成課

(1)保育所受け入れ体制の確立

令和元年10月1日から3から5歳児の児童教育・保育の原則無償化がはじまることから、保育所や認定こども園などへの入所希望者が増えることが予測される。

このような中、平成31年4月1日現在の保育所の待機児童数は13人(30年度27人)で、希望者全員を受け入れることができていない。

認可保育所の弾力的な運用などにより、待機児童の解消に努めているが、施設の確保とともに保育士の確保ができづらい状況にある。

栗の子保育園に委託していた「一時預かり保育」が、29年度に続き30年度も保育士不足で実施できなかった。

一方、町立幼稚園の入園者数は定員に至っていないので、幼稚園・保育所のあり方とともに、保育士の確保対策について総合的に検討し、待機児童がでないよう努められたい。

(2)子どもの健全育成支援

多様な家庭環境がある中、他の市町村では子どもに対する虐待やネグレクトなどが起きている。

子どもが心身ともに健やかに育成するため、保育所や学校、医療機関をはじめ関係各課、児童相談所などと情報を共有し、連携して対処していかれたい。

また、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点の設置についても取り組んでいかれたい。

(3)ファミリーサポートセンター

久山町と連携して行っているファミリーサポートセンターについては、会員数が243名となり、事業の広がりを見せている。

事業を開始してから3年が経過したので、これまでの成果や課題を検証し、より利用者のニーズにそったものとなるよう努められたい。

(4)夏休み拡大放課後児童クラブ

夏休み拡大放課後児童クラブ事業については、平成30年度は篠栗中学校、篠栗北中学校、勢門小学校で実施され、61人が参加した。

3年目となるが、年々参加者が増えてきており、今後はこれまでの課題等を踏まえてより充実したものとなるようにされたい。

<平成 30 年度 児童館利用状況>

(単位:人)

施設名	一般	中学生	小学生	幼児	計
やまばと児童館	4,170	478	15,985	4,243	24,876
たけのこ児童館	3,465	77	27,133	3,368	34,043
すぎのこ児童館	3,855	54	19,370	3,795	27,074
合計	11,490	609	62,488	11,406	85,993

<平成 30 年度 児童手当支給状況>

		1人当たり支給月額(円)	対象者(人)	支給総額(円)
3歳未満	第1子・第2子	15,000	9,537	143,055,000
	第3子以降	15,000		
3歳以上 小学生以下	第1子・第2子	10,000	27,019	270,190,000
	第3子以降	15,000	5,154	77,310,000
中学生		10,000	10,812	108,120,000
備考		24年6月より所得制限超えは 一律 5,000 円	1,713	8,565,000
支 給 総 額				607,240,000

14.社会教育課

(1)クリエイト篠栗の設備の計画的な更新等

クリエイト篠栗については、平成5年に竣工してから26年が経過し、施設、設備に不具合が目立つようになってきている。

30年度は火災受信機・副受信機及び非常用放送設備、中央監視装置の不具合を21,945千円の経費で更新した。また、2系統ある空調設備の1つがダウンし、48,600千円の経費で令和元年度急ぎ更新する。

ホールや研修室では各種の催しが行われており、設備・機器の突然の故障で使用できないこととなれば、その開催に支障をきたすばかりでなく、篠栗町が主催者へ損害の補償をしなければならないこととなる。

このため、設備・機器については、不具合が生じてから更新するのではなく、耐用年数に応じて計画的に更新していかなければならない。

また、躯体、電気設備、管設備については、耐用年数を超えているものもあるため、適期に修繕をせずに先送りすると結果としてより多くの経費を要することとなる。

このため、クリエイト篠栗の劣化状況を調査・診断し、修繕計画を立てて計画的に修繕していかなければならない。

なお、大規模修繕又は改修にあたっては、一定期間の休館が必要となることから、相当前に休館期間を決めて利用者へ告知し、実施されたい。

(2)クリエイト篠栗の利用促進

クリエイト篠栗の利用者数が年々減少してきている。

クリエイト篠栗を篠栗町のコミュニティづくりや文化活動などの拠点として、集会所や公民館分館などと連携させながら、より利用しやすいものとなるよう工夫していかなければならない。

(3)準公金の取り扱い

準公金については、7件と所管課の中で最も多くを取り扱っている。

このうち、社会教育課からの補助金を財源とする社会教育委員の会、公民分館長会などについては、公金としての支出に近いものであることから、その支出対象や支出方法、通帳の管理などは、より厳格にされたい。

(4)カブトの森公園健康ステーションツール設置工事

カブトの森公園健康ステーションツールの設置については、平成29年度にエフコープ生活協同組合と結んだ包括連携協定の一環として行った。

同組合との設置委託契約により、同組合から3,000千円の提供をうけて篠栗町が、同組合が指定する子会社に特命随意契約で工事を発注した。

寄付などの資金提供をうけて工事等を行うことは評価できるが、その資金提供に特命随意契約をするなどの条件が付いている場合は慎重に対処されたい。

また、この設置は工事請負契約によって行っているが、製作的な要素も大きいことから委託業務契約の方が適当であったと考える。

<クリエイト篠栗の利用状況(人数は延数)>

施設名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
研修棟	95,910 人	91,222 人	90,938 人
ギャラリー	905 人	1,030 人	679 人
ホール	48,243 人	48,430 人	46,438 人
合計	延 145,058 人	延 140,682 人	延 138,055 人

<図書館の利用状況(人数は延数)>

利用者数	平成28年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開館日	287 日	287 日	287 日
貸出	52,725 人	50,029 人	44,504 人
学習室	5,011 人	4,460 人	3,874 人
インターネット	3,580 人	3,769 人	3,124 人
合計	61,316 人	58,238 人	51,502 人

<平成 30 年度 カブトの森公園の利用状況>

施設名	利用件数(件)	利用者数 (延人数)	施設料(円)	照明料(円)
野球場	398	12,565	921,040	844,660
多目的グラウンド	446	23,215	305,900	394,960
テニスコート	3077	31,363	1,744,990	1,032,965
芝生広場	-	-	(無料)	(無料)
合計	3,921	67,143	2,971,930	2,272,585